

◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）抄
 （附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p>	<p>第三十条 第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条に規定する厚生労働大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。</p>

◎ 社会保険医療協会法（昭和二十五年法律第四十七号）
（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。</p> <p>2 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するた め必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成 について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くこと ができる。</p> <p>3 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>4 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつて は医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表しうると認め られる者の意見に、<u>同項第二号</u>に掲げる委員の任命に当たつては 地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意 見に、それぞれ配慮するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。</p> <p>2 各地方社会保険事務局に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2 委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつて は医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表しうると認め られる者の意見に、<u>第一項第二号</u>に掲げる委員の任命に当たつて は地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の 意見に、それぞれ配慮するものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p>

<p>8 (略)</p> <p>9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。</p>	<p>10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>7 (略)</p> <p>8 厚生労働大臣は、第五項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。</p>	<p>9 委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号） 抄
 （附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 日本年金機構（以下「機構」という。）がした処分（第四号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、その処分に關する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）が</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がした処分に対する審査請求にあつては、その地方社会保険事務局又はその社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官</p>

当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

二 全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

三 厚生労働大臣がした処分（次号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所））若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

二 全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分（企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官

三 社会保険庁長官がした保険給付（国民年金法による給付を含む。次条第一項において同じ。）に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務局を經由した場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局）又は国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした機関の所属する地方社会保険事務局（その処分をした機関が社会保険事務局に所属する場合にあつては、その社会保険事務局を管轄する地方社会保険事務局）又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方社会保険事務局に置かれた審査官

(削除)

(審査請求の期間)

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付（国民年金法による給付を含む。）、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(審査請求の方式)

第五条 (略)

2 審査請求は、原処分に関する事務を処理した地方厚生局、機構の従たる事務所、年金事務所若しくは健康保険組合等又は審査請求人の居住地を管轄する地方厚生局、機構の従たる事務所、年金事務所若しくは当該地方厚生局に置かれた審査官を経由してすることができる。

3 (略)

五 社会保険庁長官がした国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十三条第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百四十四条の二十四の第二項又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項の規定による確認に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方

社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務局を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局）に置かれた審査官

(審査請求の期間)

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。但し、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(審査請求の方式)

第五条 (略)

2 審査請求は、原処分に関する事務を処理した地方社会保険事務局、社会保険事務所若しくは健康保険組合等又は審査請求人の居住地を管轄する地方社会保険事務局、社会保険事務所若しくは当該地方社会保険事務局に置かれた審査官を経由してすることができる。

3 (略)

(保険者に対する通知等)
第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2
(略)

(保険者に対する通知等)
第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2
(略)

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号） 抄
 （附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条（略）</p> <table border="1" data-bbox="933 190 1066 1086"> <tr> <td data-bbox="933 190 997 414">第六十六条第十二項</td> <td data-bbox="933 414 997 712">(略)</td> <td data-bbox="933 712 997 1086">(略)</td> </tr> </table> <p>（資料の提供）</p> <p>第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>（加入者期間以外の期間の確認）</p> <p>第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等のうち加入者期間以外の期間については、<u>厚生労働大臣</u>（当該加入者期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、</p>	第六十六条第十二項	(略)	(略)	<p>（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条（略）</p> <table border="1" data-bbox="933 1153 1066 2049"> <tr> <td data-bbox="933 1153 997 1377">第六十六条第十項</td> <td data-bbox="933 1377 997 1675">(略)</td> <td data-bbox="933 1675 997 2049">(略)</td> </tr> </table> <p>（資料の提供）</p> <p>第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、<u>社会保険庁長官</u>若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>（加入者期間以外の期間の確認）</p> <p>第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等のうち加入者期間以外の期間については、<u>社会保険庁長官</u>（当該加入者期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、</p>	第六十六条第十項	(略)	(略)
第六十六条第十二項	(略)	(略)					
第六十六条第十項	(略)	(略)					

<p>当該共済組合)の確認を受けたところによる。</p> <p>2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。</p> <p>3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 第一項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求を求めることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>、当該共済組合)の確認を受けたところによる。</p> <p>2 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 （附則第三十三条関係）

抄
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設立及び業務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員</p> <p>三 （略）</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（管理） 第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（<u>第三条第二項第三号</u>に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第一百二条を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 （略） （傷病手当金）</p>	<p>（設立及び業務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生労働省 一 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員 二 独立行政法人国立病院機構及び社会保険事務所に属する職員 三 （略）</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（管理） 第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（<u>第三条第二項第二号</u>又は<u>第三号</u>に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第一百二条を除き、それぞれ社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 （略） （傷病手当金）</p>

第六十六条 (略)

2 5 7 (略)

8 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。

9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。

10 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 (略)

12 (略)

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)

第八十条 (略)

2 3 (略)

4 連合会は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、厚生労働大臣、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。）に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

5 (略)

(情報の提供)

第六十六条 (略)

2 5 7 (略)

8 年金保険者（社会保険庁長官を除く。）は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。

9 (略)

10 (略)

(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)

第八十条 (略)

2 3 (略)

4 連合会は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。）に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

5 (略)

(情報の提供)

第九十三条の四 厚生労働大臣、地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(組合員期間以外の期間の確認)

第百十三条 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2| 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3| 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

5| (略)

(資料の提供)

第百十四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で

第九十三条の四 社会保険庁長官、地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(組合員期間以外の期間の確認)

第百十三条 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2| 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

3| (略)

(資料の提供)

第百十四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で

定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官、地方の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号） 抄
 （附則第四十四条関係）

改正案	現行
<p>（届出等） 第九条（略） 2（略）</p> <p>10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。</p> <p>11（略）</p> <p>12 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。</p> <p>13 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>14（略）</p> <p>15（略）</p>	<p>（届出等） 第九条（略） 2（略）</p> <p>10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。</p> <p>11（略）</p> <p>12（略）</p> <p>13（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

(準用規定)

第二十二條 第九條（第十二項から第十四項までを除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第一項から第九項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

第九九条 削除

(権限の委任)

第九九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働

(準用規定)

第二十二條 第九條（第十二項を除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第一項から第九項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第九九条 第九六条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(権限の委任)

第九九条の二 第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項（第

四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項

省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条の三 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、並びに第百十四条第二項の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第四十五条の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第五十四条の二の二(第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第五十四条の二の三第一項(第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、並びに第百十四条第二項に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条の三 第四十一条第一項及び第二項、第四十五条の二第一項、第五十四条の二の二、第五十四条の二の三第一項並びに第百十四条第二項の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

◎ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）抄
 （附則第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表（第十二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第 号）		
農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
現行		別表（第十二条関係）	

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号） 抄
 （附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公務員共済組合連合会） 第三十八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百三十四条第八項（同法第百三十七条第九項及び第百三十八条第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。）及び第百三十六条第六項（介護保険法第百三十八条第二項、第百四十条第三項、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第百十条及び第百四十一条第二項、国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。）の規定による通知の経由に係る事業並びに介護保険法第百三十七条第二項（同法第百四十条第三項、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第八十二条（略）</p>	<p>（地方公務員共済組合連合会） 第三十八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百三十四条第八項（同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。）及び第百三十六条第六項（介護保険法第百三十八条第二項、第百四十条第三項、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第百十条及び第百四十一条第二項、国民健康保険法第七十六条の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。）の規定による通知の経由に係る事業並びに介護保険法第百三十七条第二項（同法第百四十条第三項、国民健康保険法第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第八十二条（略）</p>

2・3 (略)

4 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、厚生労働大臣、国の組合、第五百十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団(第九十三条第二項において「年金保険者等」という。)に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

5 (略)

(情報の提供)

第九十九条の九 厚生労働大臣、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年

2・3 (略)

4 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、国の組合、第五百十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団(第九十三条第二項において「年金保険者等」という。)に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

5 (略)

(情報の提供)

第九十九条の九 社会保険庁長官、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金

金法 又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法 又は私立学校教職員共済法 に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

5| (略)

(資料の提供)

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第八十一条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

3| (略)

(資料の提供)

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第八十一条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）抄
 （附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第三十条の七関係）					別表第一（第三十条の七関係）						
七十三 全国健康保険協会	七十二の二 厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会	七十二の二 厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会	(略)	提供を受ける国の機関又は法人	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令	七十三 全国健康保険協会	七十二の二 社会保険庁及び全国健康保険協会	七十二の二 社会保険庁及び全国健康保険協会	(略)	提供を受ける国の機関又は法人	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令
			(略)	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第二百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの				(略)			
				健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第二百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの							

<p>七十三の二 厚生労働省及び日本年金機構</p>	<p>で定めるもの</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出</p>
<p>七十四 厚生労働省及び日本年金機構</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十五 厚生労働省及び日本年金機構</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十六 厚生労働省及び日本年金機構</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利</p>

<p>七十三の二 社会保険庁</p>	<p>で定めるもの</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出</p>
<p>七十四 社会保険庁</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十五 社会保険庁</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十六 社会保険庁</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利</p>

(略)	七十七 厚生労働省及び日本年金機構	
(略)	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	七十七 社会保険庁	
(略)	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

◎ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）
（附則第四十八条関係）

抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（準用規定）</p> <p>第二十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二十二條 厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第二十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二十二條 厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

2
る。
(略)

2
(略) 八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）抄
 （附則第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、<u>地方厚生局長及び都道府県労働局長</u>に委任することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</u></p>	<p>（権限の委任） 第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の<u>一部は、政令</u>で定めるところにより、<u>地方社会保険事務局長及び都道府県労働局長</u>に委任することができる。</p>

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）抄
 （附則第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（権限の委任） 第六十三条（略） 2（略） （削除）</p>	<p>（権限の委任） 第六十三条（略） 2（略） 3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる</p>

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）抄
 （附則第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（第四種被保険者に関する経過措置） 第四十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合（当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員又は私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私立学校教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までに該当するときはを除く。）は、その者は、<u>厚生労働大臣</u>に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する者にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間の全部が厚生年金保険の被保険者期間又は組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間である場合（厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月が施行日の属する月である場合を含む。）に限る。</p>	<p>附則</p> <p>（第四種被保険者に関する経過措置） 第四十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合（当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員又は私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私立学校教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までに該当するときはを除く。）は、その者は、<u>社会保険庁長官</u>に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する者にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間の全部が厚生年金保険の被保険者期間又は組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間である場合（厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月が施行日の属する月である場合を含む。）に限る。</p>

一〇四 (略)

3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内になければならない。ただし、厚生労働大臣は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 (略)

5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五条第一項の申出をすることができた者（同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされていたものを除く。）であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

6・7 (略)

8 第四種被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

9～12 (略)

一〇四 (略)

3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内になければならない。ただし、社会保険庁長官は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 (略)

5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五条第一項の申出をすることができた者（同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされていたものを除く。）であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

6・7 (略)

8 第四種被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

9～12 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）抄
 （附則第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>7～11（略）</p>	<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>7～11（略）</p>

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、厚生労働大臣に同法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の一部の支給繰上げの請求をすることができ。ただし、その者が同法附則第九条の二第一項の請求をしているときは、この限りでない。

一・二 (略)

2
2
16 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、社会保険庁長官に同法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の一部の支給繰上げの請求をすることができ。ただし、その者が同法附則第九条の二第一項の請求をしているときは、この限りでない。

一・二 (略)

2
2
16 (略)

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）抄
 （附則第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（旧適用法人共済組合による従前の処分等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に關する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。」の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局」と、同条第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは</p>	<p>附則</p> <p>（旧適用法人共済組合による従前の処分等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がした」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により地方社会保険事務所長又は社会保険事務所長がしたものとみなされた」と、「その地方社会保険事務所又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務所」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方社会保険事務所」と、同条第三号中「社会保険庁長官がした」とあるのは「平成八年改正法附則第七条第一項の規定により社会保険庁長官がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局）」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方社会保険事務局」とする。</p>

「平成八年改正法附則第七条第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所））若しくは」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

（指定基金の給付の特例）
第五十五条（略）

2 厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二、第四十一条、第三十条の二、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の四第一項から第三項まで及び第五項、第四十六条、第四十七条第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十二条並びに第七十三条の規定は、前項に規定する年金たる給付（以下「障害等年金給付」という。）について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び同法第四十条の二中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第三十条の二第一項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。次項、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第四十六条、第四十七条第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十二条並びに第七十三条において同じ。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

（指定基金の給付の特例）
第五十五条（略）

2 厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二、第四十一条、第三十条の二、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の四第一項から第三項まで及び第五項、第四十六条、第四十七条第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十二条並びに第七十三条の規定は、前項に規定する年金たる給付（以下「障害等年金給付」という。）について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第三十条の二第一項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。次項、第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第四十六条、第四十七条第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十二条並びに第七十三条において同じ。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 厚生年金保険法第九十八条第三項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

(掛金)

第五十六条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第六項まで、第三百三十九条第一項から第六項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、同法第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項

3 厚生年金保険法第九十八条第三項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「社会保険庁長官」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

(掛金)

第五十六条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第六項まで、第三百三十九条第一項から第六項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）の額」と、同法第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定

、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

(徴収金)

第五十七条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第四百四十条第二項から第七項まで、第四百四十一条第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金の金額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金」と、それぞれ読み替えるものとする。

する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものとする。

(徴収金)

第五十七条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第四百四十条第二項から第七項まで、第四百四十一条第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金の金額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金」と、それぞれ読み替えるものとする。

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号） 抄
 （附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止） 第六十八条（略） 2～4（略） 5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に關し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、厚生労働大臣。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。</p> <p>（年金保険者の市町村に対する通知） 第三百三十四条（略） 2～6（略） 7 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を経由して行うものとする。</p>	<p>（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止） 第六十八条（略） 2～4（略） 5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に關し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、<u>社会保険庁長官</u>。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。</p> <p>（年金保険者の市町村に対する通知） 第三百三十四条（略） 2～6（略） 7 年金保険者（<u>社会保険庁長官</u>に限る。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を経由して行うものとする。</p>

8 年金保険者（厚生労働大臣及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第三十六條第三項及び第六項並びに第三十七條第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、厚生労働大臣の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を厚生労働大臣を経由して行うことができる。

9 前項において、厚生労働大臣を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

10 (略)

11 厚生労働大臣は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三十六條において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

12 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務（第八項の規定による経由に係る事務を含み、当該通知を除く。）を行わせるものとする。

13 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

(特別徴収額の通知等)

第百三十六條 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（厚生労働大臣及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（厚生労働大臣

8 年金保険者（社会保険庁長官及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第三十六條第三項及び第六項並びに第三十七條第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行うことができる。

9 前項において、社会保険庁長官を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

10 (略)

11 社会保険庁長官は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三十六條において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

(特別徴収額の通知等)

第百三十六條 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長官及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長

に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を經由してしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び厚生労働大臣を經由してしなければならない。

6 (略)

7 厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の規定による通知の受理に係る事務(第五項の規定による經由に係る事務を含み、当該受理を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

(特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等)
第百三十七条 (略)

255 (略)

(削除)

6 特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

7 特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務(当該徴収及び納入を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

9 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定

官に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を經由してなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官を經由してしなければならない。

6 (略)

(特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等)
第百三十七条 (略)

255 (略)

6 第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

7 特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

による特別徴収義務者（厚生労働大臣に限る。）の通知について準用する。

（被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知）

第三百三十八条（略）

2 第三百三十六条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3（略）

4 第三百三十四条第七項から第十三項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知）

第四百十一条（略）

2 第三百三十六条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知）

第三百三十八条（略）

2 第三百三十六条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3（略）

4 第三百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知）

第四百十一条（略）

2 第三百三十六条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄
 （附則第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資料の提供） 第百十一条 厚生労働大臣は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。</p>	<p>（資料の提供） 第百十一条 社会保険庁長官は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。</p>

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄
 （附則第五十六条関係）

改正案

附則

（旧農林共済組合による従前の処分等）

第九条（略）

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第九条第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき経過した機構の事務所がある場合にあつては、当該経過した機構の事務所（年金事務所を経過した場合にあつては、

現行

附則

（旧農林共済組合による従前の処分等）

第九条（略）

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第九条第一項の規定により地方社会保険事務所長又は社会保険事務所長がしたものとみなされた」と、「その地方社会保険事務所又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方社会保険事務局」と、同条第三号中「社会保険庁長官がした」とあるのは「平成十三年統合法附則第九条第一項の規定により社会保険庁長官がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき経過した地方社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経過した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局）」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する

（傍線部分は改正部分）

は、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所」とする。）の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局」と、同条第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは「平成十三年統合法附則第九条第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき経過した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所））若しくは」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

（存続組合に係る費用の負担）

第五十七条（略）

2・3（略）

4 厚生年金保険法第八十五条（第一号二、第三号及び第四号を除く。）、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と読み替えるものとする。

5・6（略）

第二百二十条 削除

する地方社会保険事務局」とする。

（存続組合に係る費用の負担）

第五十七条（略）

2・3（略）

4 厚生年金保険法第八十五条（第一号二、第三号及び第四号を除く。）、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と読み替えるものとする。

5・6（略）

第二百二十条 附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

法第七十七条の三第一項の規定により社会保険庁長官がした確認に
対する前条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査
会法第三条の規定の適用については、同条第五号中「又は私立学校
教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三
第一項」とあるのは、「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法
律第二百四十五号）第四十七条の三第一項又は厚生年金保険制度及
び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体
職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）
附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七
条の三第一項」とする。

◎ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）抄
 （附則第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第 号）		
農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
現行		別表第一（第二条関係）	

◎ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）抄
 （附則第五十八号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（石綿健康被害救済法に係る業務の特例）</p> <p>第十七条 機構は、第十条及び附則第七条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）附則第二百五条の規定による改正前の第十条第一項第七号ハに掲げる業務（同号ハの一般拠出金であつてその徴収事由が同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に生じたものに係るものに限る。）を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>附則</p> <p>（石綿健康被害救済法に係る業務の特例）</p> <p>第十七条 機構は、第十条及び附則第七条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）附則第二百五条の規定による改正前の第十条第一項第七号ハに掲げる業務（同号ハの一般拠出金であつてその徴収事由が平成二十二年四月一日前に生じたものに係るものに限る。）を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>

◎ 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）抄
 （附則第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第 号）		
現行		別表（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	農水産業共同組合貯金保険機構	農水産業共同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号） 抄
 （附則第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民年金の保険料の免除の特例）</p> <p>第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、<u>厚生労働大臣</u>は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十</p>	<p>附則</p> <p>（国民年金の保険料の免除の特例）</p> <p>第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、<u>社会保険庁長官</u>は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十</p>

歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 三 (略)

3 3 6 (略)

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下この項において「第三号被保険者」という。）又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、厚生労働大臣に届出をすることができる。

歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 三 (略)

3 3 6 (略)

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下この項において「第三号被保険者」という。）又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、社会保険庁長官に届出をすることができる。

2 5 4 (略)

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

3 5 (略)

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 5 11 (略)

(事業主の届出に関する経過措置)

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定する七十歳以上の使用される者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、同条に規定する事項を厚生労働大臣に届け出ることを要しない。

2 5 4 (略)

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

3 5 (略)

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 5 11 (略)

(事業主の届出に関する経過措置)

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定する七十歳以上の使用される者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、同条に規定する事項を社会保険庁長官に届け出ることを要しない。



◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）抄
 （附則第六十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定）</p> <p>第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、六十五歳に達する日の前日までに、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（認定）</p> <p>第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、六十五歳に達する日の前日までに、社会保険庁長官に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>
<p>第十七条 厚生労働大臣のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百条及び第一百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>第十七条 社会保険庁長官のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百条及び第一百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2（略）</p>
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、厚生労働大臣又は特定障害者に対して、当該市町村の条例で</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、社会保険庁長官又は特定障害者に対して、当該市町村の条例</p>

定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第二十七条 特別障害給付金の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 特別障害給付金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(調査)

第二十八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

3 (略)

(資料の提供等)

第二十九条 厚生労働大臣は、特別障害給付金の支給に関する処分に
関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入の

定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第二十七条 特別障害給付金の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 特別障害給付金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

3 (略)

(調査)

第二十八条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

3 (略)

(資料の提供等)

第二十九条 社会保険庁長官は、特別障害給付金の支給に関する処分に
関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入

状況又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、同法第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

三 第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第四百四十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百二十二條の規定による搜索

四 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納処分等の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

の状況又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、同法第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

- 五 第二十六条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領
- 六 第二十七条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第一項の規定による書類その他の物件の受領
- 七 第二十八条第一項の規定による命令及び質問並びに同条第二項の規定による命令及び診断
- 八 第二十九条の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（第五号に掲げる証明書の受領を除く。）
- 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 機構は、前項第三号に掲げる権限及び同項第四号に掲げる国税滞納処分等の例による処分（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 4 国民年金法第九十九条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。
- （機構が行う滞納処分等に係る認可等）
- 第三十二条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- 2 国民年金法第九十九条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定

による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第三十二条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第九十九条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う命令等に係る認可等)

第三十二条の五 機構は、第三十二条の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第三十二条の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第十四条及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第三十二条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第三十二条の七 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第三十条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行

わせるものとする。

- 一 第三条、第九条、第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定による特別障害給付金の支給に係る事務（当該特別障害給付金の支給の認定を除く。）
- 二 第六条第一項及び第二項の規定による認定に係る事務（第三十条の二第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）
- 三 第十五条の規定による特別障害給付金の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）
- 四 第二十二条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務（第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。）
- 五 第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を發すること（督促状の發送に係る事務を除く。）を除く。）
- 六 第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）
- 七 第三十二条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）
- 八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の

実施に關し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。

（機構が行う収納）

第三十二条の八 厚生労働大臣は、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合におけるこの法律の規定による徴収金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 国民年金法第九十九条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（情報の提供等）

第三十二条の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特定障害者の障害の状態その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく特別障害給付金の支給に關する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

◎ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）抄
 （附則第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民年金法等の特例） 第三十三条（略） 一・二（略） 三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、<u>理事長</u>に報告する業務</p> <p>255（略） 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、<u>面接の方法</u>により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、<u>日本年金機構の理事長</u>が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7・8（略） 9 <u>日本年金機構の理事長</u>は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。</p> <p>一五（略） 10（略）</p>	<p>（国民年金法等の特例） 第三十三条（略） 一・二（略） 三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、<u>社会保険庁長官</u>に報告する業務</p> <p>255（略） 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、<u>面接の方法</u>により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、<u>社会保険庁長官</u>が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7・8（略） 9 <u>社会保険庁長官</u>は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。</p> <p>一五（略） 10（略）</p>

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）抄
 （附則第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十八条 協会の成立の際現に厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）<u>第四条第一項第九十四号に掲げる事務に關し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。</u></p> <p>254（略）</p> <p>第二十五条 第四条の規定の施行の前日に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前健保法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものは厚生労働大臣が行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>第十八条 協会の成立の際現に厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）<u>第四条第九十四号に掲げる事務に關し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。</u></p> <p>254（略）</p> <p>第二十五条 第四条の規定の施行の前日に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前健保法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものは<u>社会保険庁長官</u>が行うものとする。</p>

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）抄
 （附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出） 第百十一条（略） 2～6（略）</p> <p>7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入 イ～ト（略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に關し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費</p> <p>ロ 国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費（日本年金機構が行う措置に係るものを除く）。</p> <p>ハ 日本年金機構への交付金 ニ～ヘ（略）</p> <p>（一般会計からの繰入対象経費） 第百十三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事</p>	<p>（歳入及び歳出） 第百十一条（略） 2～6（略）</p> <p>7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入 イ～ト（略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に關し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費</p> <p>ロ 国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費</p> <p>ハ ホ（略）</p> <p>（一般会計からの繰入対象経費） 第百十三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事</p>

務の執行に要する費用、健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に關し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの及び船員保険法第十二条第二項に規定する船員保険事業の事務の執行に要する費用のうち船員保険に關し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

254 (略)

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7 健康保険及び船員保険に關し政府が行う業務の業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

務の執行に要する費用、健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に關し政府が行う業務に係るもの及び船員保険法第十二条第二項に規定する船員保険事業の事務の執行に要する費用のうち船員保険に關し政府が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

254 (略)

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7 健康保険及び船員保険に關し政府が行う業務の業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九号から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 (略)

一の二 附則第二百六十八条の二の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日

二 附則第二百六十九条、第二百九十条及び第三百八十七条の規定
平成二十二年四月一日

三 (略)

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

第二十三条 日本年金機構法の施行の日の前日までの間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、昭和六十年国民年金等改正法（第一百三十一条）に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次項並びに附則第二十六条及び第二十七条において同じ。）附則第八十九条の規定による船員保険特別会計からの繰入金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 (略)

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第八十条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第一百一十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第一百三十三条第三項及び第五項並び

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九号から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 (略)

二 附則第二百六十九条、第二百九十条及び第三百八十七条の規定
平成二十二年四月一日

三 (略)

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

第二十三条 平成二十一年度の末日までの間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、昭和六十年国民年金等改正法（第一百三十一条）に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次項並びに附則第二十六条及び第二十七条において同じ。）附則第八十九条の規定による船員保険特別会計からの繰入金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 (略)

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第八十条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第一百一十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第一百三十三条第三項及び第五項並び

に第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中「ロ 特別障害費」とあるのは

「ロ 特別障害給付金給付費

と、同条第七項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務並びに特別障害給付金」と、第百十三条

第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。第五項及び第百二十条第二項三号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び船員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に關し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの」とあるのは「船員保険に關し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に關する事務の執行に要する費用」と、第百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

（暫定的に設置する特別会計）

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日（第十三号にあつては、同号に定める日）までの期間に限り、設置する。

一 〇十二（略）

十三 船員保険特別会計 日本年金機構法の施行の日の前日

十四（略）

2・3（略）

（船員保険特別会計の設置の目的）

に第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中「ロ 特別障害費」とあるのは

「ロ 特別障害給付金給付費

と、同条第七項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務並びに特別障害給付金」と、第百十三条

第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。第五項及び第百二十条第二項三号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び船員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に關し政府が行う業務に係るもの」とあるのは「船員保険に關し政府が行う業務に係るもの及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に關する事務の執行に要する費用」と、第百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

（暫定的に設置する特別会計）

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

一 〇十二（略）

十三 船員保険特別会計 平成二十一年度

十四（略）

2・3（略）

（船員保険特別会計の設置の目的）

第百九十一条 船員保険事業に関する政府の経理は、この法律の施行の日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、船員保険特別会計において行うものとする。

第百六十八条の二 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「、船員保険特別会計」を削る。

第百六十九条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「、国立高度専門医療センター特別会計」を削る。

第百九十一条 船員保険事業に関する政府の経理は、この法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、船員保険特別会計において行うものとする。

第百六十九条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計」を削る。

◎ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第
（附則第六十六条関係）

号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。 （中略） 第九条ノ二から第九条ノ六までを削る （中略） 本則に次の一条、三款、二節及び五章を加える。 （中略） （権限の委任） 第二百五十三条（略）</p> <p>第二百五十三条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。 （中略） 第九条ノ二から第九条ノ五までを削る。 （中略） 本則に次の一条、三款、二節及び五章を加える。 （中略） （権限の委任） 第二百五十三条（略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十条の二第二項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後雇用保険法附則第八条に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

(雇用保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十一条 平成十九年改正後雇用保険法附則第九条の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日の前日以後に、平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の五第一項の規定に該当することとなった者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなった者については、なお従前の例による。

(失業保険金の受給資格に関する経過措置)

第十三条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の前である場合の当該資格については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第十四条 平成十九年改正後船員保険法第三十六条第七項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については

、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十条の二第二項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後雇用保険法附則第八条に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

(雇用保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十一条 平成十九年改正後雇用保険法附則第九条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日以後に、平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の五第一項の規定に該当することとなった者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなった者については、なお従前の例による。

(失業保険金の受給資格に関する経過措置)

第十三条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前である場合の当該資格については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第十四条 平成十九年改正後船員保険法第三十六条第七項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、な

、なお従前の例による。

(船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十六条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後船員保険法附則第二十九項に規定する者に対する同条第一項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十七条 平成十九年改正後船員保険法附則第三十項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日の前日以後に、平成十九年改正後船員保険法第三十七条第一項の規定に該当することとなつた者については、適用し、同日前に同項の規定に該当することとなつた者については、なお従前の例による。

(船員保険の失業等給付に関する経過措置)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 五十五歳に達した日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たるときは、当該年度の前年度の末日以前である者に対する平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。この場合において、同項第一号に該当する者については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の雇用保険の被保険者であつた期間を平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者であつた期間とみなして、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条

お従前の例による。

(船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後船員保険法附則第二十九項に規定する者に対する同条第一項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十七条 平成十九年改正後船員保険法附則第三十項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日以後に、平成十九年改正後船員保険法第三十七条第一項の規定に該当することとなつた者については、適用し、同日前に同項の規定に該当することとなつた者については、なお従前の例による。

(船員保険の失業等給付に関する経過措置)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 五十五歳に達した日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日である者に対する平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。この場合において、同項第一号に該当する者については、同日以後の雇用保険の被保険者であつた期間を平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者であつた期間とみなして、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十二第三項及び第四項の規定を適用する。

ノ十二第三項及び第四項の規定を適用する。
5(10) (略)

(高年齢求職者給付金等に関する経過措置)
第四十三条 (略)

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たるときは、当該年度の前年度)の末日において五十五歳に達していない者であつて昭和三十四年四月一日までに生まれた船員として雇用されるものに対する雇用保険法第六十一条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給については、同項及び同条第二項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 昭和三十四年四月一日までに生まれた者のうち、雇用保険法第六十一条の二第一項の規定による高年齢再就職給付金に係る受給資格に係る離職の日の前日において船員として雇用されているものに対する当該高年齢再就職給付金の支給については、同項中「六十歳に達した日以後」とあるのは「五十五歳に達した日以後六十歳に達する日までの間に」と、同条第二項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

(保険料等の徴収に関する経過措置)

第四十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に徴収事由が生じた船員保険の保険料その他平成二十二年改正前船員保険法の規定による徴収金の同日以後の徴収については、平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ三第一項に規定する被保険者に係るもの及び平成二十二年改正前船員保険法第三章に規定する徴収金(平成二十二年改正前船員保険法第十二条第四項に規定する延滞金を含む。)は協会が、それ以外のものは厚生労働大臣が行うものとする。

5(10) (略)

(高年齢求職者給付金等に関する経過措置)
第四十三条 (略)

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において五十五歳に達していない者であつて昭和三十四年四月一日までに生まれた船員として雇用されるものに対する雇用保険法第六十一条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給については、同項及び同条第二項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において五十五歳に達していない者であつて昭和三十四年四月一日までに生まれたもののうち、雇用保険法第六十一条の二第一項の規定による高年齢再就職給付金に係る受給資格に係る離職の日の前日において船員として雇用されている者に対する当該高年齢再就職給付金の支給については、同項中「六十歳に達した日以後」とあるのは「五十五歳に達した日以後六十歳に達する日までの間に」と、同条第二項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

(保険料等の徴収に関する経過措置)

第四十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に徴収事由が生じた船員保険の保険料その他平成二十二年改正前船員保険法の規定による徴収金の同日以後の徴収については、平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ三第一項に規定する被保険者に係るもの及び平成二十二年改正前船員保険法第三章に規定する徴収金(平成二十二年改正前船員保険法第十二条第四項に規定する延滞金を含む。)は協会が、それ以外のものは社会保険庁長官が行うものとする。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十条第一項及び第二項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者に係る基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

(附則第三十二条の規定の適用に係る事業に関する石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用に関する読替え)

第三百三十二条 附則第三十二条の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第一項に規定する労働保険の保険関係が成立した事業に関する附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度(同日が年度の初日に当たる場合は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度)における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額」とあるのは、「賃金総額(徴収法第十一条第二項の賃金総額をいう。)」とする。

(船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十条第一項及び第二項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者に係る基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

(平成二十二年度における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用に関する読替え)

第三百三十二条 附則第三十二条の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第一項に規定する労働保険の保険関係が成立した事業に関する平成二十二年度における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額」とあるのは、「賃金総額(徴収法第十一条第二項の賃金総額をいう。)」とする。

第三百三十八条 特別会計に関する法律附則第二百十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計（以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。）の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する会計年度（以下この条において「最終会計年度」という。）は、同日に終わるものとする。

2 暫定船員保険特別会計の最終会計年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定船員保険特別会計の最終会計年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定の歳入に繰り入れるものとする。

（削除）

3 暫定船員保険特別会計の最終会計年度の出納の完結の際、暫定船員保険特別会計に所属する積立金は、政令で定めるところにより、協会に承継し、又は労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 最終会計年度の末日における暫定船員保険特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定若しくは業務勘定に帰属するものとする。

5 (略)

第三百三十九条の二 附則第三百三十七条の規定による改正後の特別会計

（船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置）

第三百三十八条 特別会計に関する法律附則第二百十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計（以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。）の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定船員保険特別会計の平成二十二年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定船員保険特別会計の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定又は雇用勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定船員保険特別会計の平成二十一年度の出納の完結の際、暫定船員保険特別会計に所属する積立金は、政令で定めるところにより、協会に承継し、又は労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 平成二十一年度の末日における暫定船員保険特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定若しくは業務勘定に帰属するものとする。

5 (略)

に関する法律第九十九条第一項、第二百二条の二、第二百三条第五項、
第二百八条、第一百一十一条第三項、第五項及び第七項、第一百十三條第五
項、第一百四十四條第七項並びに第二百二十條第二項並びに附則第二十八
條の二及び第二十九條の規定並びに前條の規定は、附則第一条第三
号に掲げる規定の施行の日の属する年度の予算から適用する。

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）抄
 （附則第六十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共</p>	<p>附則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に</p>

団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）抄
 （附則第六十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金保険の加入の特例）</p> <p>第二十五条 前条第一項第二項に該当する者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第四十七条 （略）</p> <p>2、7 （略）</p> <p>8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該国共済組合期間以外の期間が私学共</p>	<p>（厚生年金保険の加入の特例）</p> <p>第二十五条 前条第一項第二項に該当する者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する社会保険庁長官の権限は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。</p> <p>6 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。</p> <p>（国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第四十七条 （略）</p> <p>2、7 （略）</p> <p>8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該国共済組合期間以外の期間が私学共</p>

制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第六十四条 (略)

257 (略)

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合期間以外の期間については、厚生労働大臣(当該地共済組合期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第八十二条 (略)

257 (略)

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済組合期間以外の期間については、厚生労働大臣(当該私学共済組合期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(相手国法令による申請等)

第百一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「相手国法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等(厚生労働大臣、日本年金機構(以下「機構」という。)、国家公務員共済組合連合会、全国市町

済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第六十四条 (略)

257 (略)

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第八十二条 (略)

257 (略)

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済組合期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済組合期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(相手国法令による申請等)

第百一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「相手国法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(

村職員共済組合連合会又は共済組合等（国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2
(略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百三条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

- 一 第七条第二項の規定による認定
 - 二 第二十五条第一項及び第三項の規定による申出の受理
 - 三 第三十七条第三項の規定による申出の受理
 - 四 第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認
 - 五 第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認
 - 六 第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認
 - 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(機構への事務の委託)

第百三条の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせる

国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2
(略)

ものとする。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄
 （附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第三条関係）

省	厚生労働省	(略)	(略)
委員会	中央労働委員会	(略)	(略)
庁		(略)	(略)

別表第二（第七条関係）

(略)	(略)
-----	-----

現 行

別表第一（第三条関係）

省	厚生労働省	(略)	(略)
委員会	中央労働委員会	(略)	(略)
庁	社会保険庁	(略)	(略)

別表第二（第七条関係）

(略)	社会保険庁
-----	-------

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号） 抄【平成二十年十月施行】
 （附則第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（地方厚生局） 第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（地方厚生局） 第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p>

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）
（附則第七十一条関係）

抄【日本年金機構法の施行の日に施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 中央労働委員会（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（社会保障審議会）</p> <p>第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）、介護保険法（平成九年法律第二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）及び日</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第二十五条）</p> <p>第二節 社会保険庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第二款 地方支分部局（第二十九条・第三十条）</p> <p>第三節 中央労働委員会（第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（社会保障審議会）</p> <p>第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）、介護保険法（平成九年法律第二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規</p>

本年金機構法（平成十九年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
（略）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号から第一百号の二まで、第一百二号、第一百四号及び第一百十一号に掲げる事務を分掌する。

2
（略）

第四章 中央労働委員会

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
（略）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号から第二十三号まで、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第一百号、第一百号の二、第一百四号及び第一百十一号に掲げる事務を分掌する。

2
（略）

第四章 外局

第一節 設置

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省に、社会保険庁を置く。

2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第二十六条 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

(任務)

第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法及び船員保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

(所掌事務)

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号及び第九十五号に掲げる事務（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法又は船員保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

(地方社会保険事務局)

第二十九条 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

2 地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費に係

る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4 地方社会保険事務局は、前項に定める事務については、厚生労働省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長の指揮監督を受けるものとする。

5 地方社会保険事務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（社会保険事務所）

第三十条 地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所を置く。

2 社会保険事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第三節 中央労働委員会

第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

附
則

3 社会保険庁は、第二十七条に規定する任務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年

法律第百六十六号)に基づく事業を適正に運営することを任務とする。この場合において、第二十八条中「前条」とあるのは「前条及び附則第三項」と、「事務、」とあるのは「事務、同項第八十七号(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)に基づく事業の実施に関する部分に限る。に掲げる事務、」とする。

4 | 第二十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「高齡者医療制度関係業務」とあるのは、「高齡者医療制度関係業務、退職者医療関係業務」とする。